

- 1 均等論：特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても
  - ①特許発明の本質的部分ではない <本質要件>
  - ②置換えが目的を達し、同一の作用効果を奏する <置換可能>
  - ③置換えに、当業者が、製造時点において容易に想到することができた <置換容易>
  - ④出願時に容易に推考できたものではない <容易推考>
  - ⑤出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものでない <意識除外>
- 2 特許出願に必要書類 36
  - ①願書 ②特許請求の範囲 ③明細書 ④図面（必要なら） ⑤要約書
- 3 著作権の種類
  - 21 複製権 22 上演権及び演奏権 22\_2 上映権 23 公衆送信権 24 口述権 25 展示権 26 頒布権
  - 26\_2 譲渡権 26\_3 貸与権 27 翻訳権、翻案権 28 二次的著作物の原作者の権利
- 4 著作人格権の種類
  - ①公表権 18, ②氏名表示権 19, ③同一性保持権 20
  - 死後の名誉回復請求権 116<配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹>
- 5
  - ①関連意匠 10：本意匠に類似するデザインを関連意匠として登録、同一人が公報発行までに出願
  - ②部分意匠 2：物品の全体から物理的に切り離せない部分を登録、全体は点線で描き部分のみ実線描写
  - ③秘密意匠 14：登録後最長3年間内容を公報に掲載せず秘密状態にする制度、出願時と登録時に請求可
  - ④組物の意匠 8：同時に使用される二つ以上の物品を1出願とできる制度、オーディオセットなど 56 品目
  - ⑤団体商標 7：団体の構成員に共通に使用させる目的で取得する商標、一般の登録要件必要
  - ⑥地域団体商標 7 の 2：地域名+商品名の地域ブランドを保護することにより地域の活性化を促す制度
  - ⑦防護商標 64：著名商標を使用しない商品についても登録することにより出所の混同を防止する制度
  - ⑧技術評価書 12：実用新案権の有効性について審査官が進歩性等の判断を行う制度で何人も請求可
  - ⑨先願主義 39：最先の出願人のみが権利を取得できる制度で、特実、意匠、商標、種苗などで採用
  - ⑩分割出願 44：出願中に複数の発明が含まれている場合にその一部を新たな出願とする制度で遡及効あり
  - ⑪変更出願 46：出願の形式を変更するもので、特・実・意の間で相互に可能、元の出願は取下擬制で遡及
  - ⑫出願公開制度 64：出願後未審査状態で出願内容を公開する制度で特許は1年半後、商標は速やかに公開
  - ⑬出願審査請求制度 48 の 3：特許だけで出願から3年以内に請求があると審査開始、未請求は取下擬制
  - ⑭早期審査と優先審査 48 の 6：権利化を急ぐ場合に早期審査（運用）又は優先審査（法定）を請求可能
- 6 知的財産制度の法制の比較
  - ①権利期間：出願から；67 特許 20 年，15 実用 10 年  
登録から；21 意匠 20 年，19 商標 10 年，19 種苗 25 年 or 30 年，10 回路配置 10 年  
創作から；51 著作者没後 50 年
  - ②職務発明は従業者：35 使用者の業務範囲に属し、従業者の現在又は過去の職務に属する発明  
職務著作は使用者：15 使用者の発意、従業者の職務上著作物を使用者名で公表、別段の取決めなし
  - ③共有権利の実施 73 特許権は単独実施可，65 著作権は許諾要
  - ④係争：警告→交渉→訴訟・仲裁・調停・判定  
民 709 損害賠償請求 P100 差止請求 P106 信用回復 民 703, 704 不当利得返還請求
- 7 条約
  - a パリ条約：①内国民待遇 ②優先権制度 ③特許独立の原則  
特許、実用、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は名称及び不正競争の防止
  - b 特許協力条約（PCT）：発明保護の出願並びに調査及び審査協力並びに技術的業務の提供
  - c マドリッド協定議定書：標章の国際登録に関する議定書
  - d ベルヌ条約：著作権の①内国民待遇 ②法廷地法原則 ③無方式主義 ④遡及効
  - e 万国著作権条約：①内国民待遇 ②不遡及 ③ ©表示（C表示）
  - f ローマ条約：実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約
  - g WIPO著作権条約：著作権に関する世界知的所有権機関条約
  - h ハーグ協定：意匠の国際登録に関する協定で日本は未加盟 無審査中心 和蘭ハーグ
  - i ロカルノ協定：意匠の国際分類を制定する協定 瑞西ロカルノ
  - j ニース協定：標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関する協定 仏蘭西ニース
  - k ストラスブール協定：国際特許分類（IPC）に関する協定 仏蘭西ストラスブルグ

- 8 PCT：受理官庁，国際調査機関，国際予備審査期間，国際事務局  
①国際出願 ②国際調査 ③見解書 ④国際公開 ⑤（予備審査）⑥国内段階
- 9 発明の定義 2：①自然法則の利用 ②技術的思想 ③創作 ④高度  
著作物の定義 2：①思想又は感情 ②創作的 ③表現したもの ④文芸，学術，美術又は音楽の範囲
- 10 同日出願：39 特・実・意＝協議・不成立は拒絶 8 商＝協議・不成立はくじ 著＝全員 9 種苗＝最先
- 11 登録料金納付：66 特＝査定時3年分納付 32 実＝出願時3年分納付 20 意＝査定時1年分納付登録  
40 商＝査定時5年分納付 45 種苗＝登録後1年分納付 著＝なし 不競＝なし
- 12 不競法の営業秘密 2：①秘密管理性 ②有用性 ③非公知性
- 13 商標保護非対象：匂い 味 触感 （音 位置 動き ホログラム 色彩は 27.4 から対象）
- 14 数字：  
O（同時）：審判請求時の補正 17 の 2(P)，秘密請求 14，優先権主張 43，新規性喪失例外適用主張 30  
30日：査定から登録料納付（PDT種） 30 新規性喪失証明書提出（PUD） 2月：異議申立（T）  
3月：審判請求（不服，補正却下）  
6月：新規性喪失の例外規定適用（PUD），優先権主張（パリ；DT） 異議申立（P） 追納，回復  
1年：優先権主張（パリ，国内；PU） 国内譲渡（種） 過誤納返還（産）  
1年3月：国内優先の先の出願の取下（P） 1年4月：優先権証明書（P）  
1年6月：出願公開時期（P），マドプロ拒絶通報期間（T）  
3年：審査請求期間（P） 秘密期間（D） 登録後の補償金請求期間（P） 不使用取消期間（T）  
5年：商標の分割納付期間 除斥期間（T） 保護期間延長（P）  
9年6月：実用への変更  
権利期間 10年（UT） 20年（PD） 25年（種苗草本） 30年（種苗木本） 50年（C） 70年（C映画）  
P：特許 Patent U：実用新案 Utility Model C：著作権 Copy Right 産：産業財産権
- 15 検索システム：Fターム（特実） Dターム（意） Tターム（商） Jターム（判）  
F：File Forming Term D：Design T：Trade Mark J：Judge
- 16 所管：特許庁（経済産業省）：産業財産権  
経済産業省：不正競争防止法  
文化庁（文部科学省）：著作権法  
農林水産省：種苗法  
国税庁税関（財務省）：関税法  
公正取引委員会（内閣府）：私的独占の禁止と公正取引の確保に関する法律
- 17 制度目的：産業の発達（特実・意匠）  
産業の発達と需要者の利益保護（商標） 機能：品質保証，出所表示，広告宣伝  
国民経済の健全な発達（不正競争防止法・半導体集積回路の回路配置に関する法律）  
文化の発達（著作権法）  
農林水産業の発達（種苗法）  
消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達促進（独占禁止法）
- 18 留意：実用と意匠は公開制度なし；実用は国際公開あり；契約は口約束でも効果あり；  
当事者系審判と査定系審判；民事訴訟と行政訴訟；商標と他法間の変更なし；  
売買は質貸借を破る 通常実施権は登録制度なし
- 19 条約条文：パリ条約 12 条まで，PCT 42 条まで，マドプロ 9 条の 5 までと 15 条 16 条
- 20 国家資格：弁理士（業務独占），知的財産管理技能士（名称独占）
- 21 実施権：専用実施権（契約），通常実施権（契約），裁定（83 不実施，92 利用，93 公益）  
通常実施権（法定；35 職務，79 先使用，80 中用，81 意匠，176 後用）